

## 令和8年度おかやまものづくり魅力発信コンテスト in OTEX 事業業務委託仕様書

### 1 業務名

令和8年度おかやまものづくり魅力発信コンテスト in OTEX 事業業務

### 2 業務の概要及び目的

「おかやまテクノロジー展(OTEX)」(以下「OTEX」という)において、OTEX 出展企業を対象としたコンテストを実施する。本コンテストは、OTEX 来場者投票により魅力的な作品や製品の展示を行った県内企業を選定・表彰するもので、来場者が複数の参加企業ブースを巡るきっかけを創出する。これにより、増加傾向にある高校生をはじめとする来場者の関心を高めるとともに、受賞企業には県外大規模展示会における共同PRブースを提供するなど、県内企業の持つ優れた技術や魅力を県内外へ広く発信することを目的とする。

### 3 業務の内容

委託する業務の範囲は、次のとおりとする。

#### (1) コンテスト参加企業のPR等

##### ① コンテストの周知・参加企業募集

OTEX 出展企業に対してコンテストの概要を周知し、コンテスト参加企業を募集する。周知方法はコンテストの開催概要を記載したチラシを作成し広く参加を募るものとする。

##### ② ガイドブック等の作成と配布等

OTEX 来場者向けに、コンテスト参加企業の製品や技術をアピールする写真及び紹介文を掲載するガイドブックを作成し、当日会場で配布する。また、会場内に設置する看板、案内プレート、投票箱等を作成・手配し、設営及びイベント終了後の撤去を行う。

##### ③ 魅力発見スタンプラリーの実施

OTEX 来場者がコンテスト参加企業ブースを巡るきっかけとして魅力発見スタンプラリーを同時に実施する。スタンプラリーの実施に必要な台紙を作成し、当日会場で配布する。また、参加企業に対して実施協力の依頼と調整、スタンプラリー達成者への抽選による景品選定・手配までの一連の業務を行う。

#### (2) コンテスト運営・投票・表彰の実施

受賞企業を選定するための投票用紙を作成し、ガイドブックやスタンプラリーの台紙と併せて OTEX 来場者に配布する。また、投票結果の集計や表彰式の企画運営、表彰会場の設営および撤去までの一連の業務を行う。

#### (3) 受賞企業のPR事業

翌年度に開催される指定の大規模展示会(例：機械要素技術展)において、受賞企業の作品・製品を展示する共同PRブースを運営する。本業務には、受賞企業への出展案内と調整、共同ブースにおける当日の運営管理を含む。

#### (4) その他関連業務

- ① コンテスト応募企業の取りまとめ。
- ② その他、本事業を円滑に実施するために必要となる付随業務。

#### 4 完了報告書等の提出

業務が完了したときは、速やかに業務完了報告書を県に提出すること。

#### 5 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

#### 6 委託限度額

2,920,766円（うち消費税及び地方消費税の額265,524円）

#### 7 業務に係る留意事項

- (1) 業務の実施に当たっては、県と十分協議し、県の指示に従うこと。
- (2) 業務に関する出納を明らかにするため、その支出を証する書類を整理し、経理についての帳簿を備え、業務が完了した日から5年間保管すること。また、県が帳簿の提示等を求めたときは、速やかに対応すること。
- (3) 業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ県の承認を受けた場合は、当該業務を効果的に遂行することのできる者にその一部を再委託することができる。
- (4) 県、受託者双方の責めに帰することができない事由によって業務を遂行することができなくなったときは、双方が協議してこの業務委託契約を解除し、又は変更することができる。
- (5) 受託者が業務を履行しない場合において、県が相当の期間を定めて受託者に催告し、その期間内に当該履行がないときは、県は、業務委託契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における業務の不履行が取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。ただし、次に掲げる場合には、県は、催告をすることなく、直ちに業務委託契約を解除することができる。
  - ア 業務の全部の履行が不能であるとき。
  - イ 受託者が業務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - ウ 業務の一部の履行が不能である場合又は受託者が一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは業務の目的を達成することができないとき。
- (6) 上記(5)の規定にかかわらず、県は、受託者が次のいずれかに該当するときは、業務委託契約を解除することができる。
  - ア 役員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
  - イ 役員等が暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にあると認められるとき。
  - ウ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

エ 暴力団員等、暴力団又は暴力団員等の統制下にある者並びに暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者が、経営に実質的に関与していると認められるとき。

(7) 受託者は、業務の実施に際して知り得た事実を他人に漏らしてはならない。ただし、あらかじめ県の承認を得た場合は、この限りでない。

## 8 その他

業務の実施に当たり、業務委託契約書又は本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と受託者が協議を重ねながら実施するものとする。